

## 復興増税に固定資産税も検討！

政府は東日本大震災からの復興財源に充てるため、固定資産税の増税を検討しています。復興増税の対象は所得税と法人税が有力ですが、それだけを財源にすると、所得税や法人税の負担が重くなりすぎる可能性があると考えているため、税収規模の大きい固定資産税も活用する複数の案を作り、政府税制調査会で議論する予定です。

政府税調は臨時増税を検討するため財務、総務両省の副大臣らで構成する作業チームを設置し、月内にも増税の選択肢をまとめるとのこと。

増税の候補として議論する固定資産税の税収は、2011年度の計画ベースで約8兆9千億円であり、地方税では個人住民税に次いで大きく、国税の法人税と同等の規模があります。したがって、税額を1割引き上げれば、単純計算で年間約9千億円近い財源が見込めます。

これが実施されると、所得税の税率アップや相続税増税の検討とあわせて、資産税関連が軒並み増税となる可能性があり、資産家をターゲットにした増税傾向はますます強まりそうです。



## 復興特別所得税の源泉徴収

東日本大震災の復興に必要な財源の確保を目的として復興特別所得税が創設され、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について、25年間にわたり課税されることになりました。

復興特別所得税は、所得税の2.1%とされています。源泉徴収すべき所得税にも2.1%の税率で課税されますので、平成25年1月1日以降の所得税の源泉徴収の際に、復興特別所得税も併せて源泉徴収することになります。

源泉徴収税額は、所得税と復興特別所得税の合計税率を支払金額に乗じて算出することになります。

たとえば、税理士報酬を100,000円支払う場合には、従来であれば、所得税率10%のみで10,000円が源泉徴収税額でしたが、平成25年1月1日以降は、所得税と復興特別所得税の合計税率10.21%(所得税率10%×102.1%)を乗じた10,210円が源泉所得税額となりますので、実務的には、計算上の源泉徴収額に端数がでることも多くなり、手間が増えそうです。

(例) 講演料として222,222円を支払う場合(所得税率10%)  
 $222,222円 \times 10.21\% = 22,688.8662 \Rightarrow 22,688円$   
(合計税率) (算出税額) (源泉徴収税額)  
※ 従来なら支給ベースで20万円ジャスト → 端数が発生!!

給与についても同様の計算が必要となります。これについては、平成25年分以降の源泉徴収税額表が国税庁ホームページに掲載されていますので、早めにご確認されたい場合には下記をご参照ください。

( <http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/fukko/index.htm> )

なお、年末調整も所得税と復興特別所得税は、別々に納付する必要はなく、合計額を1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付することになります。



### CONTENTS

復興増税に固定資産税も 検討！……	P.1
復興特別所得税の源泉徴収……	P.1
社内交際費と5,000円基準……	P.2
パートら、5年で無期雇用に……	P.2
役員給与の業績悪化 改定事由……	P.3
経理の仕事に役立つ ITツール、サービス……	P.3
「南海トラフ」大地震被害想定……	P.4
便利なクラウド ストレージサービス……	P.5
9月度の税務スケジュール……	P.5
今月の名言録……	P.6
編集後記……	P.6

### 社内交際費と5,000円基準

税務調査では、様々な角度から適正な税の計算がなされているのかを確認されます。法人の交際費等の取扱いについても、会社代表者の個人的な費用を会社の交際費としていないか、本来税務上の交際費等として処理すべきものを処理していないものはないかなど、帳簿や領収書等の書類その他の資料等をもとに調べられます。

特に1人あたり5,000円以下の飲食費(以下「5,000円基準」)を税務上の交際費等から除くことができる制度が導入されてから、この制度の適用についても税務調査の重点確認項目になっています。



#### ◆ 飲食費の5,000円基準について

飲食その他これに類する行為のために要する費用で、次の算式で計算した金額が5,000円以下の場合には、税務上の交際費等から除くことができ、損金とすることができます(措法61の4③二、措令37の5①)。

$$\text{支出金額(円)} \div \text{参加人数(人)} \leq 5,000\text{円}$$

この場合における、5,000円基準のポイントは、次の通りです。

- ・出金額は、会社の経理方式によって消費税込か抜きか異なります。例えば、税込み63,000円を支払った場合に、会社が消費税の経理処理について税抜き方式であれば60,000円が支出金額となり、税込み方式であれば63,000円が支出金額となります。
- ・支出金額は、総額で判断します。例えば、1人2,000円ずつ徴収していたとしても上記支出金額は支払った総額を差し、徴収した金額を控除した残額ではありません。
- ・参加人数は、接待した相手先及び接待を行った社員等の合計です。5,000円基準に見合うよう、接待を行った社員が参加人数を増しているケースが税務調査で発覚しているようです。このような行為は会社の不正行為とみられてしまう可能性もありますので、注意しましょう。

この5,000円基準の支出金額として該当するものは、取引先等社外の者を飲食接待等する場合のほか、これらの者によって飲食が想定される差入れなどです。贈答品として贈る飲食物の詰め合わせ等は、飲食接待等に付随して支出した場合を除き、該当しません(措通61の4(1)-15の2)。

このように、5,000円基準は社外の者への飲食接待等が前提であるため、例え飲食であってもいわゆる社内交際費については適用されません(措法61の4③二)。

なお、5,000円基準を適用するためには、一定の書類の保存が必要です。実務としては、少なくとも日付、店名、金額等の記載のある領収書に参加者の氏名等及び参加者数を記載しておくことが求められます。

### パートら、5年で無期雇用に

同じ職場で5年を超えて働く契約社員らを対象に、本人の希望に応じて契約期間を定めない無期限の雇用に変えることを企業に義務付ける改正労働契約法が3日午前の参院本会議で、民主、自民、公明3党などの賛成多数で可決、成立。契約社員などの雇用安定や待遇改善が目的ですが、企業にとっては雇用管理の見直しが迫られそうです。来年4月に施行する予定。

有期労働者はパートや契約社員など約1200万人。全雇用者の2割強を占めており、5年を超えて働く人が3割います。労働基準法は1回の契約期間を原則3年以内と規定。しかし、契約更新を繰り返して長期間、同じ会社で働く人も多く、こうした人への雇用ルールは整備されていなかったのが実状です。



### 役員給与の業績悪化改定事由

経営状況が著しく悪化したことなどやむを得ない事情がある場合には、年度の途中であっても役員給与の減額が認められています。これを業績悪化改定事由と呼んでいますが、どのような場合がこれに該当するのか不明確な部分があります。



そこで、国税庁では「役員給与に関するQ&A」で具体例を公表しており、このたび業績悪化改定事由の設問が1問あらたに追加されました。

今回追加された設問では、現状ではまだ売上が減少しておらず、数値的指標が悪化しているとまでは言えないものの、役員給与の減額などの経営改善策を講じなければ、客観的な状況から今後著しく悪化することが不可避と認められる場合には、業績悪化改定事由に該当するとしています。

その例として、売上の大半を占める主要な得意先が1回目の不渡りを出し、得意先が事業規模を縮小せざるを得ない状況で、その影響により数ヶ月後には当社の売上が激減するような場合や、主力製品に瑕疵があることが判明して、今後、多額の損害賠償金やリコール費用の支出が避けられない場合も業績悪化改定事由に該当するとしています。

ただし、客観的な状況によって判断しなければならないので、どのような事情があったのか、どのような計画を具体的に策定したのかといったことを説明できる資料を用意する必要があります。

### 経理の仕事に役立つITツール、サービス

業務効率を改善するために最初にすべきこと、それは「やらなくてもいい作業を見つけ出すこと」です。無駄な作業をやらなくても済むようにしたり、最短の処理ルートをつくることが求められます。以下で紹介する「ITツール等を利用した業務改善策」のなかから、自社にあったものを見つけ、活用してみてはいかがでしょうか。



#### ◆書類を探したり処分する時間を減らす

経理業務で発生する無駄な時間の最たるものは「書類を探す時間」ではないでしょうか。書類を探す時間を減らすための有効な手法として、紙の書類を電子データ化したうえでパソコンに保存し、パソコンの検索機能で書類を探すことが挙げられます。また、経理業務で扱う資料のほとんどは機密文書といってもよいほどですが、それらをシュレッダーで廃棄するのは本当に大変です。機密文書リサイクルボックスサービスは宅配便業者のサービスで、不要になった書類を宅配便業者が溶解処理工場まで輸送し、溶解処理をしてくれます。

#### ◆クラウドで距離の制約を突破する

活動拠点が複数ある企業では、経理部門にデータが各所から集約されてきます。多くの場合、メールにファイルが添付されて送付されてくることでしょう。それらファイルを取りまとめるのは面倒です。なかには誤って古いファイルを呼び起こして修正作業をしてしまう「先祖がえり」のミスを犯すこともあります。クラウドを活用すれば、このような離れた拠点間のデータのやり取りを劇的に改善することが可能になります。クラウドとは一言で言えば「ネット上にデータを保存し活用する手段のこと」です。

#### ◆入力業務を簡素化する

従来の経理処理では、領収証・請求書から伝票を起票し、その伝票から会計ソフトに入力する流れで作業をしていたと思われます。その入力作業すべてを自動化することはできませんが、預金取引については、電子データ化して仕訳にそのまま取り込むことも可能です。

#### ◆電子納税で銀行に行く手間と時間を省く

インターネットで納税ができる「電子納税」は業務効率化の効果があります。インターネット等で会社のパソコンから納税をするためのツールが国税庁や各地方自治体から提供されています。これらは、最初に設定や利用者情報の登録をするなどの手間がかかります。しかし、一度登録をすれば、あとは通常のネットバンキングでの支払いと同様の処理をするだけです。わざわざ銀行に納税に行く手間と時間を省くことができます。

#### ◆バックオフィスは日々の改善が必要

経理業務をはじめとするバックオフィスの業務は、知らず知らずのうちに無駄な作業工程が定着しがちです。常に「もっとよい方法はないか？」と検証をし続けることが、会社の利益に貢献できる経理部門となるためにも不可欠なことと思われます。

「企業実務(平成24年9月号)」「エヌ・ジェイ出版販売」より抜粋

## 「南海トラフ」大地震被害想定

内閣府が29日に公表した「南海トラフ」の巨大地震の被害想定では、愛知、三重、静岡3県の計32市区町で、津波高の最大値が10m以上でした。このうち愛知県田原市や三重県の志摩市、鳥羽市、南伊勢町、静岡県の下田市、南伊豆町では20m超で、津波対策はより「待ったなし」の状況となっています。



### ◆ 鳥羽、志摩に20m超大津波による被害想定

内閣府は、市町村ごとの津波の到達予想時間を11ケースに分けて分析しました。駿河湾沖が震源域で東海地方の被害が大きくなるケースでの到達時間は、三重県の尾鷲市、熊野市は5分以内となっています。そのうち最も被害が大きくなる場合では20mの津波が志摩市に最短で20分、鳥羽市には34分で到達し、10mの津波は鳥羽市以南の沿岸9市町に13～34分で襲います。少なくとも1m以上の津波は海に面する全18市町に到達するとしています。

内閣府は初めて人的被害の想定を公表しました。三重県内の最大死者数は4万4千800人、愛知県が2万3千人、海のない岐阜県200人と東海3県で最多となり、うち、津波の死者は7割の3万2千人で、建物倒壊による死者9千800人を大きく上回っています。三重県が2006年に独自に推計した東海・東南海・南海の3連動地震による死者数(4,834人)の9倍に膨らみました。

「冬の深夜、東海地方に近い陸地寄り地震が発生。風速8m。避難意識も低い」という場合、最多の32万3千人の死者が出る結果となっています。

「夏の正午、四国沖で地震が発生し、避難意識が高い」という設定では死者は10分の1の3万2千人となりますが、それでも東日本大震災の死者・不明者約1万9千人を上回ります。内閣府は「いずれの例も発生確率は極めて低い、こうした危険性があることを認識してほしい」と説明しています。

全壊する建物は最大24万2千200棟。地震による揺れが6割超の16万3千棟、火災が2割の4万5千棟、津波が1割の2万4千棟となりました。

一方で、建物の耐震化や早期避難などの対策を完全に実行できれば、三重県内の死者は10分の1の4千600人にまで減らせるとしています。

鈴木英敬知事は「死者数の多さに驚いている。津波が来るまでの時間的余裕も少なく、早期避難が難しい高齢者や障害者への対応を考える必要がある」と指摘し、一方で、「100年から115年単位で起きる地震への備えも重要だ。早急に県地域防災計画の見直しなどをし、総合的な地震対策を進めていく」と話しています。

### ◆ 人口山造ることも視野に

志摩市の大口秀和市長は29日の定例会見で、大規模な津波に備え、市内の海拔が低く、近くに十分な高さの高台がない地域に「人工的な山をつくることも必要」との考えを明らかにしました。

市内では、海拔3～4mの住宅地もあり、避難タワーを設置するなど、対策を進めています。大口市長は、まだ構想段階とした上で、「避難タワーは、5年や10年するとさびてくる」として「命を守る『命山』を人工的に造り普段は公園として利用することも考えたい」と話しました。

今後、市内49の自治体と意見交換し、建設地や規模など検討を進めます。市地域防災室によると、東北地方で古くからこうした人工山が造られているほか、静岡県袋井市が建設を進めています。

### 津波の最短到着時間（単位＝分）

愛知県	津波高+				
	1m	3m	5m	10m	20m
名古屋市港区	103	—	—	—	—
豊橋市	12	18	25	27	—
半田市	75	—	—	—	—
豊川市	82	—	—	—	—
碧南市	68	—	—	—	—
刈谷市	100	—	—	—	—
西尾市	46	53	—	—	—
蒲郡市	65	—	—	—	—
常滑市	65	223	—	—	—
東海市	103	—	—	—	—
知多市	80	—	—	—	—
高浜市	83	—	—	—	—
田原市	15	20	28	29	—
弥富市	88	—	—	—	—
飛鳥村	95	—	—	—	—
東浦町	91	—	—	—	—
南知多町	37	44	46	—	—
美浜町	55	56	—	—	—
武豊町	67	—	—	—	—

三重県	津波高+				
	1m	3m	5m	10m	20m
桑名市	87	—	—	—	—
木曾岬町	89	—	—	—	—
川越町	85	—	—	—	—
四日市市	77	—	—	—	—
鈴鹿市	69	—	—	—	—
津市	68	133	—	—	—
松阪市	67	133	—	—	—
明和町	55	123	—	—	—
伊勢市	36	102	—	—	—
鳥羽市	11	14	23	34	34
志摩市	6	7	8	18	20
南伊勢町	9	10	14	19	—
大紀町	10	11	12	21	—
紀北町	9	10	14	20	—
尾鷲市	4	6	8	16	—
熊野市	4	5	8	18	—
御浜町	7	8	8	35	—
紀宝町	6	7	7	—	—

※「—」はその高さの津波が到達せず。

## 便利なクラウドストレージサービス

### ◆クラウドストレージサービスの拡大

クラウド上のファイル保存サービス(クラウドストレージサービス)が拡大しています。グーグルやヤフー、マイクロソフトといった大手企業がサービスを刷新して使い勝手がよくなっています。また、無料のサービスが主流になってきています。

会社や自宅のパソコンで作成した文書を、契約したサーバーの指定の場所に保存しておく、インターネットに接続できる環境さえあれば、他のパソコンやスマートフォンを使って、どこからでも保存したファイルにアクセスできます。また、そのデータはインターネット上にあるため、会社の同僚や知人など仲間と共有することも可能です。ファイルに自由にアクセスできるだけでなく、バックアップの役目も果たしていますので、パソコンの故障時でもストレージ上に保存しておけば同じデータが残っています。(図1)

### ◆クラウドストレージサービスの進化

インターネットにつながっているパソコンを通じてファイルをやりとりするサービスにはこれまで2タイプありました。(図2)

- 1、ブラウザ型はインターネットエクスプローラーなどのブラウザを介してファイルをアップロードするタイプです。
- 2、同期型は、パソコンに専用ソフトをインストールし、そのソフトを介してファイルをアップロードするタイプです。

最近では、両方のタイプに対応するサービスが増え、自分のパソコンには専用ソフトを導入し、外出先のパソコンではブラウザ経由でアクセスするといった使い方もできるようになってきています。

「日経PC21(平成24年10月号)」(日経BP社)より抜粋

図1

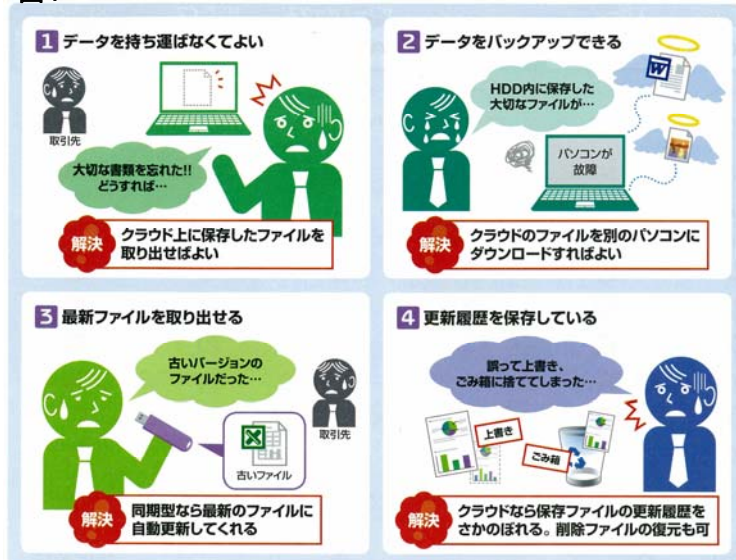
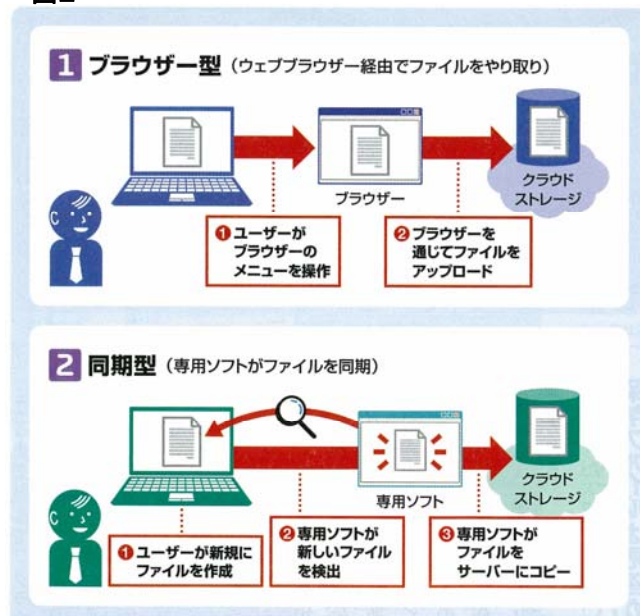


図2



## 9月度の税務スケジュール

内 容	期 限
8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 9月 10日(月)
7月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>	申告期限 10月 1日(月)
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	申告期限 10月 1日(月)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	申告期限 10月 1日(月)
1月決算法人の中間申告(半期分) <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>	申告期限 10月 1日(月)
消費税の年税額が400万円超の1月・4月・10月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>	申告期限 10月 1日(月)
消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>	申告期限 10月 1日(月)

## 今月の名言録

### ～世代を超えた共鳴を得る～

経営者の哲学を社内に伝達するにあたり、年齢差や生活環境、人生経験の違いによって理解にギャップが生じることがあります。

経営者と社員の間に年齢の開きがなかったならば、趣味や行動の面からお互いに通じ合うことができ、その親しみやすさで社員を引っ張っていくことができるわけです。

しかし、親子ほどに年齢が開いて、経営者の哲学に時代背景が色濃く反映されればされるほど若い人には理解されにくくなります。

若い人に理解してもらうためには、経営者の哲学に普遍性が必要です。人間共通の基盤がなければなりません。年代が離れていても、「人間として正しいこと」という原理原則に立脚した哲学ならば、世代を超えて、必ず共鳴してくれます。

「最近、安易な方向に流れ、働かない若者が多い」と嘆く人がいますが、自分の未来に夢を抱いて前進したいという思いは世代を超えた共通項のはずです。

夢があり、興味を持つことができるならば、「どんなつらい仕事でもやろう」という若者は、決して少なくないと思います。この共通の基盤に訴えれば、必ず若い人も理解してくれると思います。

(「心を高める、経営を伸ばす」稲盛和夫著 PHP研究所)



## 編集後記

9月に入りましたが、まだまだ暑い日が続いています。

北国育ちの私は例年だと、「お盆が過ぎるともう涼しくて秋が近づいてるなあ」と思うのですが、名古屋の秋はまだまだ遠いようです。ただ近年は温暖化の影響で、どこに行っても暑いですね。

何かのテレビ番組で見ましたが、このまま温暖化で最高気温が上昇し続けると、人間はすぐに体の水分が蒸発してしまい、地上での生活が出来なくなるそうです。更に100度を超えると建物も倒壊し、暑さに強い造りのピラミッドさえ消滅してしまうという衝撃的な内容でした。

大げさに作られた感じもありますが、頭の片隅に記憶しつつ、残暑を乗り切っていきたいです。

(中沢博美)



## 事務所のご案内

〒460-0022  
名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階  
TEL: 052-331-0135  
052-331-0145  
FAX: 052-331-0167  
<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

